

釧路工業高等専門学校同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は釧路工業高等専門学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は会員相互の連絡および親睦をはかり、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために各種の事業を行う。
- 一 会員名簿の作成および会誌の発行に関する事
 - 二 母校との連絡ならびに協力に関する事
 - 三 その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 第4条 本会は本部を釧路市大楽毛西2丁目3番1号の母校に置く。
- 2 会員が多数在住する地方もしくは地域ごとに支部を置くことができる。
 - 3 支部を結成した場合は代表者を定め本部に通知するものとする。

第2章 会 員

- 第5条 本会会員を次の3種とする。
- 一 正会員 釧路工業高等専門学校卒業生ならびに専攻科修了生
 - 二 準会員 釧路工業高等専門学校在学学生ならびに本校以外から専攻科に入学した在学学生
 - 三 特別会員 正会員以外の釧路工業高等専門学校の校長、専任教員並びに関係者で常任理事会の承認を得た者
- 第6条 準会員は釧路工業高等専門学校入学時に入会金として10,000円を納入し、卒業並びに専攻科修了と同時に正会員となる。
- 正会員は卒業後20年経過後に終身会費として20,000円を納める。
- 特別会員は会費の納入を要しない。
- 第7条 準会員は釧路工業高等専門学校の学籍を失効したとき、所定の手続きを経て会費の返還を受けることができる。ただし、返還請求は学籍失効から1年以内とする。

第3章 役 員

- 第8条 本会に次の役員を置く。
- 一 会 長 1名
 - 二 副会長 若干名
 - 三 理事長 1名
 - 四 理 事 若干名
 - 五 常任理事 若干名
 - 六 会 計 若干名
 - 七 監 査 2名
 - 八 顧問及参与 若干名
- 第9条 前条の役員は次により選出する。
- 一 会長は総会によって選出する。
 - 二 副会長、理事長及び会計は理事の互選に基づき会長が委嘱する。
 - 三 理事は各年度の卒業生の中から各学年1名以上互選される。
 - 四 常任理事は理事の中から会長が選任する。
 - 五 監査は常任理事会によって選出する。
 - 六 顧問及び参与は特別会員及び正会員の中から常任理事会で承認を得た者を会長が委嘱する。

第10条 役員の任務は次の通りとする。

- 一 会長は本会を代表し会務を総括する。
- 二 副会長は会長を補佐し会務の処理にあたる。
- 三 理事長は会長及び副会長を補佐し会務の処理にあたる。
- 四 理事並びに常任理事は理事長を補佐し会務を分掌する。
- 五 会計は本会の現金出納および会計会務を執行する。
- 六 監査は会計および会務の執行を監査し、必要に応じて常任理事会に意見を述べる。
- 七 顧問は会長及び常任理事会の諮問に応じ、参与は常任理事会の諮問に応じるものとする。

第11条 役員の任期は3ヶ年とする。ただし、欠員を生じた場合に任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

第12条 会議は総会及び理事総会、常任理事会とする。

第13条 総会は本会の最高決議機関とし、会長はこれを招集する。

第14条 本会則を改正するときは総会の決議を必要とする。

第15条 理事総会は会長、副会長、理事長、会計、常任理事、理事で構成し、会長が必要と認めた場合に開催する。

第16条 常任理事会は会長、副会長、理事長、会計、常任理事で構成し、理事長が必要に応じて召集する。

第17条 次の事項は常任理事会の議決を経るものとする。

- 一 予算及び決算に関すること
- 二 前年度事業報告並びに収支決算報告
- 三 当該年度事業計画並びに収支決算
- 四 会則の変更に関すること
- 五 その他重要事項

第18条 議事は全て出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の時は議長が決する。

第5章 事 業

第19条 会員名簿および会誌発行の事業に関しては次に定める。

- 一 会員名簿および会誌発行は原則として3ヶ年に一度とする。
- 二 新会員に対して卒業時に記念品を贈呈する。
- 三 母校の記念事業に対して必要な補助を行う。
- 四 その他

第6章 会 計

第20条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月末日に終わる。

第21条 本会の目的達成並びに運営に必要な経費は入会金、終身会費、およびその他からの寄付金をもってあてる。

第22条 本会の収支決算はこれを会員に報告するものとする。

第7章 事 務 局

第23条 本会の本部は事務局を置く。

- 2 事務局は本会の事務を処理する。

第24条 会長は、事務局員若干名を委嘱する。

- 2 事務局員は本会の事務を処理する。

付 則

この会則は昭和45年3月14日から施行する。

この会則は昭和49年3月11日から施行する。

この会則は昭和57年1月2日から施行する。

この会則は昭和63年1月2日から施行する。

この会則は平成10年1月3日から施行する。

この会則は平成13年1月3日から施行する。

この会則は平成16年8月14日から施行する。

この会則は平成19年1月2日から施行する。

この会則は平成22年8月14日から施行する。

この会則は令和6年1月3日から施行する。